

インフルエンザ様疾患集団発生報告要領（その４）

1 報告基準

インフルエンザ様疾患集団発生報告（以下「報告」という。）の対象は、次の各号のいずれかに該当するに至った時点のものとし、その状況を速やかに報告するものとする。

ただし、(1)については(1)による報告後さらに死亡者又は重篤患者がでた場合についてはその都度、(2)については一旦報告したものが終息し、再び発生の場合には同様の報告を行うものとする。

(1) インフルエンザ様疾患による死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

(2) インフルエンザ様疾患患者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

2 報告事項

インフルエンザ様疾患集団発生報告書（別紙様式2）により報告するものとする。

3 報告先及び報告方法

所轄保健所の感染症対策の担当にFAXにより報告する。保健所は健康福祉企画課にFAXにより速やかに報告する。

《報告先電話番号、FAX番号》

保健所担当課名		電話番号	FAX番号
村山	保健企画課 感染症予防担当	023-627-1105	023-627-1126
最上	地域保健福祉課 感染症予防担当	0233-29-1268	0233-23-7635
置賜	生活衛生課 感染症予防担当	0238-22-3002	0238-22-3850
庄内	保健企画課 感染症対策担当	0235-66-4920	0235-66-4935